

あり、又冷酷無比の正盛も宗吾の口から、今まで知らなかつた百姓の困苦を聞くにつけ、下役吏の政治に對し不安を感じ出した、更に又、宗吾直訴の評判は江戸中に擴がつて、當時の輿論は霧々として堀田家の苛政を難し出した、其上領内佐倉の百姓共は宗吾の訴状もし却下されるならば、如何なる騷動を起し兼ねないとも限らないので、此儘推移したならば如何に正盛が將軍のお氣に入りしる途には切腹斷絶位の結果に立至るか

も知れないので、正盛は狼狽し出した、彼は老臣共と數度の合議の後、恐怖と、負け惜しみと、復讐を、ゴツチャ交せにした次の様な裁決を與へた。そして宗吾を領内佐倉へ押送した。  
訴状の越ぎ  
新制により領内百姓難澁さあらば、新制を改め舊法によるべしと折れて出た、宗吾の願意此處に至つて貫徹されたのである、次に宗吾の罪を數へて曰く  
第一 二ヶ年間百姓の意納を辨

償したるは其志奇特なりと雖も、公としては領主の法を用ひず私の取計ひをなせし事。  
嗚呼、二ヶ年が間、私財を散じて百姓を救つた事が、褒美ではなくて、罪の第一條と云ふのだ。  
第二 名主の身を以て百姓の強訴に加擔致せし事。  
日頃、名主様々々と馴かれる身で何んで眼前の此小前百姓の難儀を座視して居られ様、一片赫々たる正義の衝動によつて起つた、仁俠

の行爲、それが罪の第二に數へられたのだ。

第三 願向き吟味中郷宿を出奔し、江戸御府内をも憚らず越訴せし事。

願向き吟味中、二ヶ月餘の長日月回答を與へずして監禁し、遂に出奔越訴の止むなきに至らしめたるは其非必然監督者たる正盛の怠慢に歸すべきである、又宗吾の越訴あつたればこそ、佐倉領内の百姓は勿論、堀田家まで安泰であつたのではないか、況んや越訴は、萬

策盡きた宗吾等に殘された唯一無二の方法である、江戸御府内をも憚らず、なご、場所の問題など死を極めた宗吾等に取つてはヘン茶にも償しない。  
而して斷罪して曰く、  
此三つの罪は極刑に値すべけれど農民の難澁を救はんとする其志惻れむべきを以て死罪に處すべし、男子は法に従ひ父と同刑たるべし。  
妻及び女子は没して奴婢となすべけれど、特に憐愍を加へて親

族に引渡すべく、所有の田畑は關所とし、家財は妻子に之れを與ふる。  
と云ふのであつた。  
斯て宗吾父子は佐倉城外の刑場へ曳れ行き、麻制暴虐、勝手極まる法律に據て、獄吏の打下す白電一閃の下、頭は飛で英魂永へに去た。  
然し彼の偉大な白熱せる犠牲的精神は萬世に殘る、彼が義烈に感激した郷民は相寄りて彼れがために一堂を建立し宗吾靈祠堂と云つて尊崇した、又暴虐を擅にした正